

子ども手当について



国から支給される「手当」は、どうも「扶助」「ばらまき」のイメージがあり、高額所得者はそんなの要らないといい、多くの人は高額所得者にまで支給する必要がないと言い、そもそも「子ども手当」は必要ないとの意見も強いです。

一方、事、税金となると一変します。高額所得者は増税を嫌い、減税は多くの人々が求め賛成します。税金は強制的に取られるもののイメージが強いからでしょう。

ただ、減税された分は手当をもらったのと同じ効果であるとの本質論からみれば、ずいぶん矛盾した主張に思えます。

所得税法上の扶養控除を考えてみます。

扶養控除は1人380,000円、日本の最高税率の人は住民税も入れて50%ですから、その人の安くなる税金は190,000円になります。税率が20%の人は76,000円、税金を支払うほどの所得のない人は0円です。つまり所得が多ければ多い人ほど有利であったわけです。

子ども手当はこの不公平を扶養控除を廃止し一律支給することで是正したわけです。

高額所得者も同じように支給されるのが不合理だという人は、なぜ何十年もの間、高額所得者の方が減税という形で多く支給されていた扶養控除に怒りを示さなかったのでしょうか。来年は年少扶養控除が復活すると言われていています。それで良しとする合理的理由は私には分かりません。平成23年度の子どもの手当は半額に減額されていますので、月額13,000円、年156,000円、子ども手当を取りやめて従来の扶養控除制度に戻したとしても、税率が50%の人は前述しましたように190,000円税金が安くなるわけですから、子ども手当の156,000円より多くなります。痛くもかゆくもありません。何十年と不公平な扱いをされてきた税率が43%以下の人たちが、その是正されるチャンスを自ら逃すことを是とするのでしょうか。

また、その金額の大きさから、そして財源不足の観点から、子ども手当を高額所得者にも支給することはおかしいとの意見により所得制限が設けられました。しかしその基準になる所得より1円多い人と少ない人とで、何十万円という子ども手当が支給されるかどうかが決まるというのは合理的でもないし公平でもありません。このような決着でよしとする政治家も評論家もおかしなものです。

私はこのような所得制限という解決策ではなく、子ども手当に課税すればよいだけだと思います。

子ども手当に課税すれば高額所得者であればあるほど税率は高いので税金として国にお返しする金額が多くなります。なぜ一番合理的で簡単な解決策が表にでないのでしょうか。それはたぶん、国が国民に支給するものに税金をかけるという発想が頭からないこと、すべての対象者に確定申告させるのが難しいということでしょう。

すべての人に確定申告させるのが難しいのであれば、子ども手当を支給する際に30%の源泉徴収をすればよいのです。税率が30%以下の人は、税金が還付になりますから確定申告をするでしょう。しなかった人はその人が損するだけで、国はその分潤います。税率が30%以上の人は、税務署もほぼ把握していますし、そのほとんどの人がすでに確定申告している人でしょう。たとえ確定申告者が激増しても対応できるようにするため、電子申告制度の普及を図っているはずですが。

マイナーな考えですが、私がまだ青年税理士と言われたころから、「負の所得税制度」という考えが、ここ中部地方を中心としてありました。扶養控除を所得控除でなく税額控除し、所得控除のように所得の多い少ないによって減税額が変わることがないようにします。そして扶養税額控除前の税額が0円または少なく扶養税額控除額を控除しきれない場合、打ち止めにするのではなく、控除しきれなかった扶養税額控除額は還付します。これが負の所得税という制度です。

これで子ども手当と同じような効果を発揮します。

もし高額所得者に制限が設けたければ、扶養税額控除額を所得に応じて減額する算式にすればよいのです。

このような税制改正で進めた方が理解が得られやすかったような気がします。

(記 水野雄二)